

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 櫻護謨株式会社

【英訳名】 SAKURA RUBBER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中 村 浩 士

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号

【電話番号】 東京(03)3466 - 2171(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中 野 伍 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号

【電話番号】 東京(03)3466 - 2171(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中 野 伍 朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額49,506,760円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第32条(取締役の責任免除)及び第44条(監査役の責任免除)の一部を変更する。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、中村浩士、岩崎哲也、中野伍朗、千葉健二、伊藤宏、遠藤聡、佐藤彰、藤生克好、土田久敏、黒川洋二、中村一雄を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名(うち社外取締役1名)に対し、総額6,141万円(取締役6,003万円、社外取締役138万円)、監査役3名に対し、総額659万円の役員賞与を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|---------------------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 7,829 | 58 | 0 | (注) 1 | 可決 99.26 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 7,832 | 55 | 0 | (注) 2 | 可決 99.30 |
| 第3号議案 取締役11名選任の件 | | | | (注) 3 | |
| 中村浩士 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 岩崎哲也 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 中野伍朗 | 7,830 | 57 | 0 | | 可決 99.28 |
| 千葉健二 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 伊藤宏 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 遠藤聡 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 佐藤彰 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 藤生克好 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 土田久敏 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 黒川洋二 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 中村一雄 | 7,831 | 56 | 0 | | 可決 99.29 |
| 第4号議案 役員賞与支給の件 | 7,820 | 67 | 0 | (注) 1 | 可決 99.15 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。